

ふれあいネットワーク

ホームページアドレス http://www.wk-syakyo.or.jp
メールアドレス wakkanai@wk-syakyo.or.jp

社協だより稚内

第153号
平成27年5月1日発行
社会福祉法人
稚内市社会福祉協議会
〒097-0024
稚内市宝来2丁目2番24号
TEL:0162-24-1139
FAX:0162-24-1159

●平成27年度予算

◆社会福祉事業

単位：千円

会 計	予 算 額		
	収入総額	支出総額	収支差額
法人運営事業	45,839	45,839	0
共同募金助成事業	8,787	8,787	0
生活福祉資金等貸付事業	1,512	1,312	200
愛情銀行事業	1,529	1,353	176
基金運営事業	3,791	3,791	0
訪問介護事業	23,783	23,479	304
在宅介護支援センター事業	4,659	6,659	0
稚内市老人福祉センター事業	3,193	3,193	0
ふれあい生活支援事業	1,229	1,229	0
ボランティアセンター事業	3,742	3,742	0
地域福祉推進事業	3,103	3,103	0
生活支援サポート事業	1,201	1,031	170
社会福祉事業合計	102,368	101,518	850

◆公益事業

単位：千円

会 計	予 算 額		
	収入総額	支出総額	収支差額
居宅介護支援事業	6,464	6,145	319
稚内市総合福祉センター事業	14,955	14,955	0
宗谷圏域障害者総合相談支援センター事業	17,028	17,028	0
生活困窮者自立促進支援事業	21,617	21,617	0
公益事業合計	60,064	59,745	319

事業計画・予算

●事業方針

本年度は、平成二十二年に策定した「地域福祉実践計画(平成二十三年度～二十七年)」が最終年度の5年目にあたり、振り返りと新たな計画の策定に取りかかる1年となります。

基本目標である「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」のために、「新しい地域福祉」の推進に役立つ組織として、昨年度に引き続き、住民の福祉活動を発掘、育成し、地域住民が支え合う環境づくりを進め、住民自らの手による地域福祉活動を支援する団体として、助言、情報提供、援助を行います。

また、稚内市において策定されました「稚内市地域福祉計画(平成二十四年度～平成三十年)」と常に整合性を図りつつ連携及び協力関係をこれまで以上に強固なものにしていく所存であります。

●重点となる事業

- ・ふれあいランチ事業
- ・法人後見事業
- ・ふくしフェスタ開催事業
- ・ひとり暮らし老人等除雪サービス事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・赤い羽根共同募金・歳末たすけあい配分金事業
- ・愛情銀行事業
- ・防災ボランティア養成講座開催事業
- ・役員研修会の開催
- ・公的サービスの受託継続
- ・稚内市老人福祉センター管理運営業務
- ・地域援護活動の推進
- ・社協会員(会費)の加入促進
- ・介護保険等事業
- ・生活困窮者自立促進支援事業
- ・稚内市総合福祉センター管理運営業務
- ・地域福祉実践計画策定事業
- ・宗谷圏域障害者総合相談支援センター事業

相談員
高橋 勝
三田村 清美
田名部 邦子
釜口 英子
藤田 房喬
片倉 昌子
坂野 昌子
中山 良則
各務 宣子
池田 昭良
大野 秀樹
横山 繁子
(順不同)

詳細

開設日：毎月 第1月曜日・第3月曜日
開設時間：13:00～15:00
開設場所：稚内市宝来2丁目2番24号
宝来2丁目バス停前
詳しくは：☎24-1139まで

開設日

5月18日	6月1日	6月15日	8月3日
9月7日	10月5日	10月19日	11月2日
11月16日	12月7日	12月21日	1月18日
2月1日	2月15日	3月7日	

*各日月曜日の開設となります。

ふれあい総合相談所開設しています

稚内ふれあい広場32ふくしフェスタ

開催日：9月5日(土) *実施予定
時間：10:00～14:00
場所：稚内市体育館/稚内市総合福祉センター周辺

(応募要領)

コンセプト 「市民参加型のふくしフェスタ」
テーマ 「自由にふれ合おう」
発表時間 30分とさせていただきます。
出演料 無料 (*使用備品等は全て個人で搬入搬出下さい)
応募方法 7月31日(金)までにお電話にてお申し込み下さい。
詳細 稚内市社会福祉協議会 ☎24-1139まで

日常生活自立支援事業を行っています

サービスのしくみ

相談を受けた社会福祉協議会の職員(専門員)が訪問し、本人と相談のうえ、提供するサービスの内容、回数等の計画(生活支援計画)を作ります。利用されるご本人と契約を結んだ後は、この計画に基づいて登録されている「生活支援員」が、ご本人のもとにうかがって、サービスを提供します。

サービスの内容

- ①福祉サービス利用援助
 - ・福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い
 - ・利用している福祉サービスの苦情を解決する為のお手伝い
- ②日常的な金銭管理サービス
 - ・公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い
- ③書類等の預かりサービス
 - ・定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類等の預かり。
※保管は金融機関の貸金庫(本人の負担)を利用します。

【生活支援員】募集中!

日常生活自立支援事業のサービスを提供していただく「生活支援員」さんを募集しております。

●生活支援員の主な業務

- ・福祉サービスについての情報提供や利用手続き。
- ・金銭管理などの収支に関する助言。
- ・金融機関などの窓口において、預金からの払い戻しや公共料金等各種支払いを行います。

詳細につきましては、社会福祉協議会地域福祉係へご連絡をお願いします

稚内市社会福祉協議会・地域福祉係 ☎24-1139



就任挨拶

稚内市社会福祉協議会
常務理事 佐藤 孝

孝

本年三月二十三日に開催されました平成二十六年第二回評議員会にて理事として承認され、四月一日付にて菅原会長より常務理事としてご指名を頂き、就任いたしました。

私はこの三月まで四十二年間市職員として過ごして参りましたが、福祉分野の勤務経験がなく、初めて福祉関係の仕事に携わることとなりました。

社会福祉協議会としては平成二十年三月末以来、数年間にわたり常務理事職は不在となっていたとのこと。福祉経験のない私がここまでお役に立つかは自問自答している処ですが、私の経験から、現在の社会福祉協議会の立ち位置や新しい課題に対して、また稚内市を始め他関係機関との連携などについて真摯に対応するつもりであります。

現在、稚内市社会福祉協議会は稚内市内をもとより、宗谷管内にまたがる仕事もさせていただいており、平成二十七年は大事業で十本、具体的な事業で五十九本の事業を実施予定であり、新規事業のお話もあると聞いており、より一層の事務局強化充実のタイミングであります。

今後あらゆる福祉関係を勉強しなければならぬ立場であり、責任の重さをひしひしと感じているところですが、経験豊かな菅原会長を始め三名の副会長や理事の皆様、評議員の皆様、関係者の皆様にお知恵を貸していただきながら常務理事としての業務の推進に努めて参りたいと思っております。

よろしくご指導・ご協力をお願い致します。